

第 32 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 32 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 令和 2 年 5 月 27 日 午後 1 時 58 分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3 号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第 7 議案第 4 号 農地に該当するか否かの判断について
日程第 8 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨 君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

（農地利用最適化推進委員 9 名）

〔大船渡地区〕	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	尾形 正男君
	末崎地域	村上 優司君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 和雄君	日頃市地域	木村マリ子君
〔三陸町地区〕	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	岡澤 成治君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（1 名） 大船渡地区立根地域 今野八重子君

事務局出席者

局 長	飯田 秀 君	局長補佐	鈴木 康司君
主事補	菅野 由夏君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後1時58分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第32回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。今月からクールビズとなっておりますが、皆さん涼しそうで気持ちも一新です。ゴールデンウィークから始まった田植えも市内はほとんど終わったようです。私も先週21、22日に半分ほど植えましたが、浜風が寒くて厚手のジャンパーを着込んでの田植えとなりました。今週に入ってから暖かい日が続いておりますが、このまま秋まで続いてほしいと思っております。

さて、コロナウィルスの緊急事態宣言も岩手県は解除され、営業を自粛していた店舗も営業を開始しております。常設審議会も今月は書面議決でしたが、6月からは通常どおりの会議となっております。1日も早く通常の日常に戻ってほしいと思います。

最後に農業委員会改選に伴う農業委員、推進委員の公募申請ですが、既に出された方、今日これから出される方もいると思いますが、まだの方はなるべく早く提出するようお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は9名であります。欠席の連絡のあった推進委員は大船渡地区立根地域今野八重子推進委員の1名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに先月開催の総会以降の経過報告でございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年開催されている総会や会議、研修会などが軒並み中止や延期となっております。主なものといたしましては4月27日に女性農業委員で茶畑の除草作業を行っております。

次に5月28日以降の行事予定でございます。5月29日にお茶の試験栽培に取り組んで初めての茶摘みを予定しております。摘んだお茶の葉は農協の加工場において緑茶に加工していただくこととしております。なお茶摘みのやり方から加工場の調整など、農協の組合長さんにお世話をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。次に6月12日には盛岡市で第51回県農業会議常設審議委員会が開催されますので、会長と鈴木局長補佐が出席する予定であります。6月28日には盛岡市において延期となっております農業委員会会長及び事務局長研修会が開催されますので、会長と係長が出席する予定としてございます。最後に総会日程でございます。今月は会議や会場等の調整のため開催予定日が変更になりましたことを、まずもってお詫びを申し上げます。日程がわかった時点で本来連絡すればよろしかったのですが、めったにないことではございますが、またこういうことがございましたならば、あらかじめ連絡を差し上げたいと思っております。本

当に申し訳ございませんでした。次回の総会は6月25日に開催する予定としておりますので、よろしく願いをいたします。なお、ご不明な点などについては事務局までお尋ねいただければと思います。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事補、議事録署名人には5番廣澤恵美農業委員、6番細谷知成農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は2件です。1番、登記地目畑、現況地目ともに畑。面積2,719㎡。権利を取得した理由、相続における分割協議による権利の取得。4月28日届出、5月8日受理です。2番、登記地目畑、現況地目ともに畑、面積2,005㎡。同じく相続における分割協議による権利の取得。4月28日届出、5月8日受理。これは昭和36年に被相続人が亡くなっておりますが、その後、共有となっていたものを分割協議によって一人の所有にしたということで、その事実を確認するために連休を挟んで確認しましたので、受理が若干遅れております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 3ページをお開きください。議案第1号農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、面積 1,932 m²。使用貸借。貸付人の申請事由は、経営規模縮小のためとなっておりますが、所有している農地を全て貸します。借受人の申請事由は、経営規模拡大のためです。転入して営農をします。大型機械は耕うん機2台を所有予定です。貸借期間は許可の日から3年間です。2番、登記地目、現況地目ともに畑、面積 607 m²。売買。譲渡人の申請事由は、こちらも経営規模縮小のためですが、議案第2号1番とあわせて所有している農地は全部売ります。譲受人は1番と同じです。次に3番、登記地目、現況地目ともに畑、940 m²。売買。譲渡人の申請事由は、経営規模縮小のためですが、所有する農地を全て売ります。譲受人の申請事由は、経営規模拡大のためです。大型機械は耕耘機1台、草刈機1台所有。いずれも事前に配付した調査書のとおり許可基準を満たしております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番と2番について大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形正男君） 推進委員の尾形です。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請1番について報告します。申請地は、耕作はしていませんでしたが、草刈りなどは行われ管理されているようでした。5月24日に所有者宅に伺ったところ、本人は耳が悪いということで、同居している娘さんに話を聞きました。申請地は貸付人が高齢による体力の問題もあり、また同居している娘さんも腰痛がひどくなったため昨年からは耕作をやめ、草刈りだけを行っていたそうです。そして借受人が近所に引っ越してくると挨拶に訪ねてきて、耕作していない畑を貸してほしいと、自分が耕作して草刈り等も行おうとお願いされたそうです。貸付人は草刈りをするのも大変だということと、借受人と近所付き合いすることになり、そして信頼できそうな人だと思い貸すことにしたとのことでした。その後に借受人から電話で話を聞きました。宅地造成を行っていた借受人は、耕作されていない畑が隣にあり、貸付人の畑であることを知りました。耕うん機や草刈機も用意しており、自分で野菜や果物を作りたいので貸してほしいとお願いし、借りることができたそうです。以上です。よろしくをお願いします。

続いて2番です。許可申請2番について報告します。申請地は1番の土地の北側にあり、杉などの木が生えていたところにあり、南側に傾斜していた土地でした。現地確認に行った時は杉の木は伐採されていました。5月24日に所有者から電話で話を伺いました。譲渡人は土地を多くもっていたので、所有地を含む隣接する土地は活用予定もなく草刈りを行っていたそうです。そして息子の知り合いが土地を探していることを知り、隣接する土地を含み売却することにしたとのことでした。また譲受人から、傾斜がある土地を農地として利用する理由を聞くと、果樹園にして、いろいろな果物を収穫したいと言っていました。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番と2番について一括で質疑、意見を許し

ますが、何かございませんか。はい3番古内委員。

○3番（古内嘉博君） 3番古内です。借手なのですが、経営面積を見るとゼロとなっていますが、市外には農地なり耕地なりもっているのでしょうか。でないと経営面積の拡大という言葉は当たらないんじゃないかなと思うんですが、言葉尻捕まえるようで悪いんですが、お願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 確かにこの方は市外でですね、お父さんの所有する農地について耕作していたようです。ですから自分の所有分というのは確かにありませんので、若干、拡大というのはおかしいと言われれば、そういうことになるかも知れません。転用して、新たに営農するということでございます。

○議長（菊地英浩君） よろしいでしょうか。他に質疑、意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） なければ以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番と2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番と2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号3番について9番熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第1号3番についての調査報告をいたします。地図2ページをご覧ください。調査日は21日午後2時半、譲受人宅を訪問いたしました。譲受人の義理の母親に聞き取りをいたしました。譲受人は東日本大震災で被災し、譲渡人から農地を買い取り、自宅を建築いたしました。譲渡人は現在、長野県に移住したため、残地である農地を買ってほしいと願われたため、譲受人は自宅前でもあり取得し、申請に至ったそうです。ご審議をお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 4ページをお開きください。地図の方は3ページになっております。議案第2号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は4件です。1番、登記地目、現況地目、ともに畑、面積合計 576 m²。売買。転用目的は一般個人住宅、居宅2階建1棟 71.22 m²、この分の敷地は 229 m²です。通路 162 m²、駐車場2台及び庭 185 m²。転用理由は1筆を宅地、1筆をその通路として利用したいということです。備考の方ですが、既に整地に着手しておりまして、始末書が提出されており追認案件となります。農地と一体で計画しており、他の土地では代替できません。融資証明も確認しておりますので、基準を満たしております。次に2番、登記地目田、現況地目雑種地、面積は 365 m²。転用目的は一般個人住宅、居宅2階建1棟 63.76 m²、この分の敷地が 260.46 m²、その他に通路 36.83 m²、駐車場4台 67.71 m²です。転用理由は、当初、実家での2世帯住宅を計画していたが、実家付近は遺跡指定により種々の制限があるため、当該地を宅地として利用したいものです。この辺りは、40%以上が宅地であるために第3種農地です。そのため、基準を満たしております。5ページをお開きください。3番、登記地目、現況地目も畑です。面積は 1,639 m²のうち 630 m²。賃貸借です。転用目的は現場事務所1棟（建築面積 26.2 m²）、仮設トイレ2棟、駐車場7台。転用理由は現場事務所及び駐車場として利用したい。許可の日から令和3年3月31日までの一時転用です。第1種低層住宅専用地域に指定されておりますので、第3種農地となり、許可基準を満たしております。4番、登記地目、現況地目とも畑、面積は 218.62 m²。これは使用賃貸借です。転用目的は、一般個人住宅。先に転用理由を見ていただきたいと思えます。隣接する土地、面積 102.80 m²と一体利用し宅地として利用したいということです。したがって永年の使用賃貸借になります。転用目的の方を見ていただきたいと思えますが、居宅平家建1棟 92.74 m²、敷地 186.59 m²、駐車場2台及び庭 88.87 m²、通路 45.96 m²。これで隣接する宅地面積とあわせて 321.42 m²となります。こちらも第1種低層住居専用地域に指定されておりますので、第3種農地となり許可基準を満たしております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第2号1番について大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形正男君） 推進委員の尾形です。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について報告します。申請地は、造成工事が行われていました。譲受人の説明によると、2年ほど前に他の土地を買う予定があり、自宅を建設するためにハウスメーカーとも契約していたところ、土地の売却の話が進まず、メーカーとの契約も切れそうになり、違約金が発生しそうになりました。このため、この土地を諦め、知り合いだった譲渡人の息子さんに相談したところ、相続したけれども使う予定

がない土地があり、それを売ってもらうことになったそうです。そして土地を買うことが決まったので、手続きが必要なことなどもよくわからないまま造成工事を始めてしまったようです。現在は工事を中断しています。申請地の付近は道路や山林、耕作していない畑などで、周辺への影響はないものと思われま。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、ただいま許可相当と決定した案件については、追認案件のため岩手県農業会議へ諮問し、異議なしの答申を得てからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番について3番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○3番（古内嘉博君） 3番古内です。現況は草地や雑種地の状態でした。登記上では田になっておりますが、50～60年前より現況の状態になったそうです。この件につきましては譲渡人の息子さんと譲受人の息子さんが友人関係で、話が決まったそうです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号3番と4番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号3番について報告します。24日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっております。申請地の現況は、よく管理された休耕畑となっております。今回借受人は申請地を現場事務所及び駐車場として利用したいとのことでした。隣接する耕作農地はなく、周辺農地への影響などは特にないものと考えられます。

続いて申請番号4番について報告します。24日に現地調査を実施しました。申請地付近

には公民館があります。周辺は住宅地となっています。申請地の現況は畑となっていました。貸付人に話を伺ったところ、借受人とは姉妹の関係であり、今回、貸付人の自宅のすぐ隣に家を建てることになったとのことでした。周辺は既に住宅地となっており、周辺農地への影響などは特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） それでは次に議案第2号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号4番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 6ページをご覧ください。議案第3号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理しましたので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

願出件数は1件です。1番、登記地目畑、現況地目宅地です。面積643㎡。非農地の事由、昭和46年居宅を建築して以来、住宅敷地として利用している。長年宅地として利用されており、登記地目も農地でないと考えていた。始末書が提出されています。地図の7ページをご覧ください。今回の所有者の居宅がありまして、すぐ左側が、ここが農地となっています。この農地とあわせてもともと1筆だったんですが、今回、農地法の適用外とするために当該地を分筆いたしました。したがって、その残りは農地として残ります。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について9番熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第3号について調査報告をいたします。21日

午後2時45分頃、自宅を訪問し、所有者の夫から聞き取りをいたしました。地図7ページをご覧ください。今、補佐が説明した当該地というのはお茶畑の時に駐車場として利用しているところでございます。駐車場の南側の道路を、東側に下がったところです。この度、息子への相続の手続きから農地であることが判明し、申請に至ったということです。ご審議をお願いします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第4号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 7ページをご覧ください。議案第4号農地法の運用について第4（1）及び（2）に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

次のページをお開きください。今回の非農地リストです。4筆、3,082㎡をご審議していただきます。地図の8ページから11ページ。それから参考資料の写真もご覧いただきたいと思います。1番と2番と4番は申請によるもの、3番は農地パトロールで非農地状態だったものです。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。はじめに、盛町について1番金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○1番（金野たか子君） 1番金野です。1番につきましてご報告いたします。5月22日1時半頃、申請地を見てまいりました。農地としての復元は困難と見てまいりました。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に末崎町について9番熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 2番について報告いたします。申請地は所有者は故人で、息子から聞き取りをいたしました。現地も再確認してきました。雑木林になっており、農地としての復元は無理と見てまいりました。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に立根町について6番細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第4号の3番につきまして報告いたします。現況は高さ5m以上ある雑木が生い茂り周囲の林と一体化している状態で、農地への復旧は極めて困難な状態であります。周辺の状況ですけれども、申請地の南側は宅地で、東、西、北側は林地となっています。申請に至った経緯ですけれども、当該地は昨年の農地パトロールで荒廢地化と判断されたところをごさいます、昨年11月に話を伺っております。所有者は亡くなっており、市内在住の息子さんに話を伺ったところ、息子さん自身はこの土地を管理したことはないということであります。市外に姉がおり、相続の関係もまだ決まっていないことから、11月の時点では申請するかどうかは姉と相談して決めるということでしたけれども、今般、相続の話もまとめ、姉の方からも承諾があったので、申請書類を提出するに至ったということをごさいます。報告は以上をごさいます。

○議長（菊地英浩君） 次に日頃市町について7番藤原重信農業委員から説明をお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原をごさいます。4番についての報告をさせていただきます。5月23日、現地の確認と所有者から聞き取りをしたところであります。現況は竹と雑木の入り混じった林になっておりました。所有者ご夫婦は会社勤めで、なかなか耕作するような時間が取れないんですということでした。更に先ほど申請があった非農地判断の案件だということをお聞きしましたが、近隣住民から、ゆくゆくは農地以外の用途に使用させてもらえないかという話も出ているということをごさいました。以上であります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号について質疑、意見を許します。ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号について本委員会において全て農地に該当しないことと決定するに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第8、議案第5号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。それでは事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 9ページをご覧ください。議案第5号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について本委員会の議決を求めるものです。

地図は12ページです。利用権設定。1番、登記地目、現況地目ともに畑です。1,444.00㎡のうち520㎡。再設定になります。利用目的は畑。期間は3年。令和5年5月31日まで。

10a 当たり賃借料は 7,000 円。平成 23 年 5 月より貸借しているものでございます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第 5 号 1 番について 2 番鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○2 番（鈴木力男君） 2 番鈴木です。農用地利用集積計画の設定について、申請人より聞き取りと現地確認をした結果を報告いたします。昨日、借受人より聞き取り調査を実施いたしました。借受人は以前から継続して借りているということで、農地はあるんですが、自宅近くにはなく、家庭菜園に使用するために借りているということでした。元気なうちはずっと借りたいと話しておりました。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第 5 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい 3 番古内委員。

○3 番（古内嘉博君） すみません、事務局から確認ですが、3 番古内です。事務局から確認したいんですけども、1 反部当たりの賃借料 7,000 円となっています。これは年間ですか、それとも 3 年間で 7,000 円ですか。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 年間だと思います。

○3 番（古内嘉博君） と思います。はい。

○議長（菊地英浩君） よろしいでしょうか。その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 5 号 1 番について本委員会において利用集積計画を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号 1 番について利用集積計画は本委員会において決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第 32 回総会を閉会いたします。引き続き農地利用最適化推進検討会を行います。準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 42 分閉会